

議案第28号

葛飾区消費生活センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行による消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターの職員等について定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区消費生活センター条例の一部を改正する条例

葛飾区消費生活センター条例（平成元年葛飾区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(職員)

第3条の2 消費生活センターに、所長、所員、消費生活相談員（以下「相談員」という。）その他の必要な職員を置く。

2 相談員は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）とする。

3 区長は、相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、第1項の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(情報の安全管理)

第16条 区長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、

滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。